

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県玉名地域振興局並びに玉名市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第281号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成15年3月24日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県玉名郡菊水町大字蜻浦字金楠谷1499
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県玉名地域振興局並びに菊水町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第282号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成15年3月24日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県玉名郡南関町関外目字吉ヶ浦365、369の5から369の7まで
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字吉ヶ浦369の5、369の6
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県玉名地域振興局並びに南関町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第283号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成15年3月24日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡阿蘇町大字西小園字田子山1012の1、1013、字南田子山1053の3
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県阿蘇地域振興局並びに阿蘇町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第284号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成15年3月24日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 (1) 保安林予定森林の所在場所 熊本県玉名郡南関町久重字普門寺2734、2736、